

議案第18号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する交通整理中の警察官の誘導により発生した事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

甲 西伯郡大山町 個人

乙 米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金417,686円を甲に、892,001円を乙にそれぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年12月28日

(2) 事故発生場所

米子市蚊屋地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、交差点において交通整理中、和解の相手方甲が運

転する普通乗用自動車に対し対面信号機が赤信号のまま交差点への進入を指示したため、右折出口方向に設置された信号交差点を青信号に従い左方から進行中の和解の相手方乙が運転する小型乗用自動車と交差点内で衝突し、双方の車両が破損したものである。